

助産師の  
皆様へ

公益社団法人 日本看護協会

# 看護職賠償責任保険制度

平成26年11月より針刺し傷害補償を追加。  
補償内容を拡大し商品魅力の向上を図りました！詳しくは、裏面をご覧ください。

あなたは「助産師」として、  
守られていますか？

助産師として安心して働くために、あなたの活動を力強く支えます！！

「日本看護協会 看護職賠償責任保険制度」は、  
医療施設等において助産外来や院内助産を実施する助産師の皆様にも対応し  
新しい取り組みに挑戦する助産師の皆様を、バックアップします！！

(※開業助産師は補償の対象外)

日本看護協会の「看護職賠償責任保険制度」は、日本国内で助産師が行う助産師業務によって、他人の身体や財産に損害を与えたり、人格権を侵害したため、法律上負担しなければならない損害賠償責任を補償します(詳細は、裏面)。また、本制度の加入者の皆様に対し、相談対応・支援や、情報提供も行っています。この「看護職賠償責任保険制度」をぜひご活用ください。

助産師による主体的な取り組み  
院内助産システムにも対応しています

## 院内助産システムとは

病院や診療所において、保健師助産師看護師法で定められている業務範囲に則って、妊婦健康診査、分娩介助並びに保健指導(健康相談・教育)を助産師が主体的に行う看護・助産提供体制としての「助産外来※1」や「院内助産※2」を持ち、助産師を活用する仕組みをいう。助産師は、医師との役割分担・連携のもと、全ての妊産褥婦やその家族の意向を尊重し、またガイドラインに基づいたチーム医療を行うことで、個々のニーズに応じた助産ケアを提供する。特に、ローリスク妊産褥婦に対しては、妊婦健康診査、分娩介助並びに保健指導(健康相談・教育)を助産師が行う。

※1 助産外来…妊婦・褥婦の健康診査並びに保健指導が助産師により行われる外来。

※2 院内助産…分娩を目的に入院する産婦及び産後の母子に対して、助産師が主体的なケア提供を行う方法・体制をいう。とり分け、ローリスクの分娩は助産師により行われる。

## 加入者向け独自サポート／相談・支援事業(サービス推進室)

日常の看護業務上生じた医療安全に係るできごとや、万一事故が発生した場合の『相談対応・支援』、『医療安全に関する医療・看護情報の提供』などを行っています。



## 1 相談対応・支援

日常の看護業務上生じた医療安全に係るできごとや、万一事故が発生した場合の民事・刑事・行政上の責任などに関する事案について、事故発生直後から解決に至るまでの全プロセスにおいて相談に応じ支援を行っています。さらに個別の相談事案においては、本保険制度の顧問弁護士とも連携し、加入者に対する一層のサービス向上に努めています。

## 2 医療安全に関する医療・看護情報の提供

本保険制度ホームページへの医療事故・訴訟等関連情報の掲載や、「看護職賠償責任保険制度 News」の発行(年2回以上)、研修会の開催等を通し、医療安全に関する医療・看護情報を提供しています。

「看護職賠償責任保険制度」ホームページ <https://li.nurse.or.jp>



# 看護職賠償責任保険制度

平成26年11月より補償内容を拡大しました。

「看護職賠償責任保険制度」は日本看護協会会員（開業助産師を除く）のみを加入対象とした任意加入の制度です。

- 日本国内で看護職が行う業務によって、他人の身体や財産に損害を与えたり、人格権を侵害したため、法律上負担しなければならない損害賠償責任を補償します。
- 業務中に偶然な事故により死亡、後遺障害が生じた場合や針刺し事故等によりHBV、HCV、HIVに感染された場合（HBVは感染後、発病・治療した場合）に保険金をお支払いします。

## 看護職賠償責任保険の対象業務

- ① 保健師助産師看護師法の規定に基づき、**保健師、助産師、看護師、准看護師が行う業務。**

＊災害派遣等における看護業務を含む。  
＊有資格者が業務上のスキルアップを目的として参加する研修・臨床実習等を含む。

- ② 助産師・看護師が行う保健教育業務・健康教育業務。  
③ 准看護師が医師または看護師の指示を受けて行う保健教育業務・健康教育業務。  
④ ①②③に対する管理監督業務。

(注) 対象となる全ての業務に対して、報酬の有無は問いません。

もちろん、賠償金もしっかり補償



### 対人賠償

誤った薬剤を投与してしまい、患者に障害を負わせてしまったなど

1事故 **5,000万円** 限度  
(保険期間中 1億5,000万円まで)

〈保険金の内訳〉  
・被害者の治療費  
・慰謝料  
・休業補償 など



### 人格権侵害

患者との会話において、名誉を傷つけられたと訴えられたなど

1事故 **50万円** 限度  
(保険期間中 100万円まで)

〈保険金の内訳〉  
・名誉毀損の賠償費用  
・秘密漏えいの賠償費用 など

※お支払例は類似のケースにおいて必ず保険金をお支払いすることをお約束するものではありません。

### 対物賠償 UP

うっかり患者のメガネを踏みつけ破損してしまったなど

1事故 **50万円** 限度

〈保険金の内訳〉  
・被害財物の修理費  
・再購入費用 など



### 初期対応費用 UP

事故が発生した場合に、被保険者が負担する社会通念上妥当と認められる初期対応費用など

1事故 **250万円** 限度  
(うち見舞品購入費用1被害者につき10万円限度)

針刺し事故等の場合の傷害事故も補償

## 傷害死亡・重度後遺障害保険金 NEW

就業中の偶然な事故により死亡もしくは重度後遺障害が生じた場合

**66.3～85万円**

## 血液曝露等傷害保険金 NEW

使用済の針を刺してしまった等の事故によりHBVに感染後、B型肝炎を発病し治療した場合、もしくはHCV、HIVに感染した場合

**HBV 1.8万円 HCV 18万円 HIV 60万円**  
(事故発生からその日を含めて3日以内に直後検査を行っていただきます。)

掛金は加入しやすい金額

掛金は1年間で

**2,650円**

#### 内訳

保険料 1,800円 + 運営費 850円

#### 運営費の使途

ご加入手続きにかかわる事務運営費、事故にかかわる情報収集等、加入者に対する相談・支援、医療安全情報提供等のサービス

※補償期間は毎年11月1日から1年間となっています。毎月1日付の中途加入も随時受付していますので、下記の看護職賠償責任保険制度コールセンターまでご連絡なくお問い合わせください。

## お問い合わせ先

＊日本看護協会入会は

各都道府県看護協会までお問い合わせください。

＊看護職賠償責任保険制度についてのお問い合わせは

看護職賠償責任保険制度コールセンター  
**TEL.0120-088-073**

#### 受付時間

平日 9:00～20:00  
土日祝 9:00～17:00

### ● 契約者・制度運営

公益社団法人 日本看護協会

〒150-0001 東京都渋谷区神宮前5-8-2 日本看護協会ビル

### ● 取扱代理店

株式会社日本看護協会出版会

〒150-0001 東京都渋谷区神宮前5-8-2 日本看護協会ビル4F  
TEL:03-5778-5781 (受付時間:午前10時から午後5時まで)

### ● 引受保険会社

(幹事保険会社)

損害保険ジャパン日本興亜株式会社  
医療・福祉開発部第一課

〒100-8965 東京都千代田区霞が関3-7-3  
TEL:03-3593-6429 (受付時間:平日 9:00～17:00)

「損害保険ジャパン日本興亜株式会社」は、損保ジャパンと日本興亜損保が2014年9月1日に合併して誕生した会社です。

三井住友海上火災保険株式会社

〒101-8011 東京都千代田区神田駿河台3-11-1

東京海上日動火災保険株式会社

〒102-8014 東京都千代田区三番町6-4